

■ インドネシア現地セミナーにおいて知的財産法及び法令整合性に関する講義を行いました。

令和4年8月22日、インドネシア最高裁判所及び独立行政法人国際協力機構（JICA）プロジェクトの共催の下、知的財産法に関する現地セミナーが開催され、当部職員が講義を行いました。また、続いて同月25日、同国法務人権省及びJICAプロジェクトの共催の下、法令整合性に関する現地セミナーが開催され、当部職員が講義を行いました。

インドネシアでは、法令間の不整合を解消するための体制作りや「ドラフター」と呼ばれる法案起草・法案審査担当者の能力向上、並びに知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上を目標として、令和3年10月から、JICAによるプロジェクト「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」が実施されており、当省法務総合研究所もこれに密接な協力を行ってきたところ、今般、当部職員が、現地セミナーにおいて、前記プロジェクト活動に関連する講義を行ったものです。

ジャカルタにおいて開催された、知的財産法に関する現地セミナーでは、裁判官出身の坂本達也国際協力部教官から「日本の判例制度」と題する講義及び質疑応答を実施し、続いて、検察官出身の内藤晋太郎国際協力部長から「日本における知的財産権の刑事的規制～商標権侵害罪を中心として～」と題する講義及び質疑応答を実施しました。インドネシア側から、上記JICAプロジェクトのワーキンググループに所属する裁判官のほか、最高裁判所准長官、最高裁判所判事、最高裁判所判事付アシスタント裁判官及び地方裁判所判事等、計約30名の出席者を得ました。



【知的財産法に関する現地セミナーで講義を行う坂本教官】

バリ州において開催された、法令整合性に関する現地セミナーでは、検察官出身の庄地美菜子国際協力部教官から「日本における法案の起草・審査の流れ（内閣法制局の役割を中心に）」と題する講義及び質疑応答を実施し、続け

て、内藤部長から「日本における条例案の作成について～法令と条例の矛盾抵触の回避を中心として～」と題する講義及び質疑応答を実施しました。インドネシア側から、法務人権省法規総局職員、同省バリ州地方事務所のドラフター等、計約50名の出席者を得ました。



【法令整合性に関する現地セミナーで講義を行う庄地教官（上）と内藤部長（下）】

両セミナーの出席者からは、事後に実施したアンケートにおいて、「セミナー全般については、どうでしたか？」という設問に対する「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」との回答が合わせて全体の約96パーセントを占め、また、自由記載欄においても、「このセミナーは日本ではどのように運用しているのかについての深い知識を得ることができ、非常に役立った。」「セミナーは素晴らしく大変役立つものだった。」等の御意見をいただきました。

国際協力部は、成功裏に終わった本現地セミナーの関係者の皆様に心より御礼申し上げるとともに、今後も、JICA等の関係機関と共に、インドネシアにおける法制度整備支援活動に尽力してまいります。